

適用対象工事の運用変更

○ 契約約款第25条6項（インフレスライド条項）運用マニュアル

1. 適用対象工事

- (1) 契約書第25条第6項の請求は、残工期が基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (本通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事に對する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (本通達に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

○ スライド条項に関するFAQ（令和4年12月）

※国交省からの回答

- ・「発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする」としているが、これは定期的にインフレスライドの該当となっているかを確認することを規定しているものであって、インフレスライドの申請時期を制限するものではない。
- ・したがって、受注者が、工事請負契約書第26条第6項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準(価格水準)の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超えた場合、インフレスライドを請求することを排除しているものではない。



大分県の運用変更

賃金水準や物価水準の変動により変動額が残工事費の1.0%を超えれば申請可能

※賃金水準の変更の有無は問わない

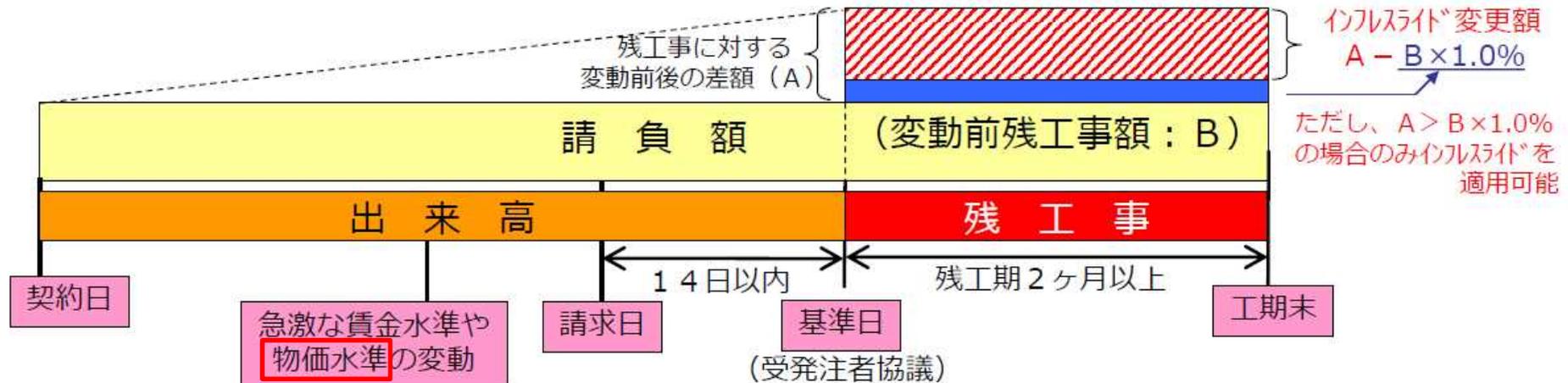
➔ 契約約款第25条6項（インフレスライド）
運用マニュアルを改定（令和5年1月15日）

工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

工事請負契約書 第26条第6項（インフレスライド条項）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド（工事請負契約書第26条第6項）



※R5.1.15（予定）～新たな運用